

## 民事訴訟法が大幅に改正されました(後半)

～当事者等の住所・氏名等の秘匿制度、法定審理期間訴訟手続等について～

岸本卓也  
Takuya Kishimoto

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

2022年5月18日、民事訴訟法等の一部を改正する法律<sup>1</sup>(以下「改正民事訴訟法」又は「改正法」といいます。)が成立しました。

改正内容は民事裁判手続のIT化を主としたものですが、その他にも、当事者等の住所・氏名等の秘匿制度の新設や、法定審理期間訴訟手続の新設等、重要な改正が含まれています。民事裁判手続のIT化については、「民事訴訟法が大幅に改正されました(前半)」で掲載していますので、本稿では、それ以外の改正内容について概観していきます。

### 第2 改正民事訴訟法の概要

#### 1 当事者等の住所・氏名等の秘匿制度

##### <制度新設の目的>

本制度新設の目的は、申立て等をする者又はその法定代理人の住所・氏名等の全部又は一部が当事者に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれを回避すること等とされています<sup>2</sup>。

※現行法では、訴訟記録について秘密保護のための閲覧等の制限措置(92条)は規定されていますが、訴訟当事者による訴訟記録の閲覧等を制限する規定はありません。

※本制度については、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日が施行日とされています(改正法附則1条2号)。

##### <要件>

以下の①及び②の要件を満たす場合、裁判所が秘匿決定を行います(改正法133条1項)。

- ① 「申立て等」(＝民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(改正法132条の10))をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所又は氏名その他当該者を特定するに足りる事項の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人(以下「秘匿対象者」という。)が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があること(改正法133条1項)
- ② 秘匿対象者の秘匿事項等を裁判所に書面により届け出ること(改正法133条2項)

##### <秘匿決定の効果の概要>

・秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者は当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限られ

1: 法律案要綱(<https://www.moj.go.jp/content/001368843.pdf>)、新旧対照表(<https://www.moj.go.jp/content/001368845.pdf>)

2: 脇村真治ほか「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の概要」金融法務事情2191号(2022年)23頁

3: 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会第19回会議部会資料(<https://www.moj.go.jp/content/001358905.pdf>) 5頁によれば、「裁判所が定める代替住所としては、特に相手方に知られて支障がないケースでは、本籍や従前の住所を代替住所とし、それらの事項を記載することで支障があるケースでは、秘匿決定をした受訴裁判所である裁判所を代替住所とするとすることが考えられるが、最終的には、個別の裁判所の判断に委ねられることとなる」とされています。

ることになります(改正法133条の2第1項)。

・秘匿決定の対象が住所又は氏名である場合、裁判所は当該秘匿対象者の秘匿事項に代わる事項(代替呼称・代替住所<sup>3)</sup>)を定めます(改正法133条5項)。この場合に、当該事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載し、又は記録したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載し、又は記録したものとみなされます(同項)。

#### <秘匿決定の取消し・閲覧の許可>

閲覧等の制限をされる者は、秘匿決定の要件が欠缺していることを理由として秘匿決定の取消しの申立てをすることができます(改正法133条の4第1項)。なお、何人にも訴訟記録の閲覧請求権が付与されていることから、この申立ては第三者も可能とされています。

また、秘匿決定等に係る者以外の当事者は、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録の存する裁判所の許可を得て、訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分につきその請求をすることができます(改正法133条の4第2項)。

裁判所が秘匿決定の取消し又は閲覧の許可の裁判をする際は、秘匿対象者等の意見を聴くことが必要とされています(改正法133条の4第4項)。

#### <法制審議会における気になる議論>

・証人の情報は秘匿の対象になる？(第21回会議議事録<sup>4</sup>24頁より)

4: <https://www.moj.go.jp/content/001368460.pdf>

5: <https://www.moj.go.jp/content/001368965.pdf>

大庭陽子関係官の発言:

「証人自身に危害が及ぶおそれがある場合の証人の氏名等の秘匿の規律の導入につきましては」「将来的な課題とするということとしております。」

・加害者からの閲覧請求はどのように判断される？(第23回会議議事録<sup>5</sup>4頁及び5頁より)

日下部真治委員の発言:

「秘匿決定がされた事件において、加害者とされた者が債権者として債務名義を得た場合に、被害者とされた債務者の住所等が秘匿されているために民事執行による債務名義の実現が困難な状況をどのように考えるかについて」「場合によっては、そのような疎明があっても、被害者の生命身体等に対する危険の程度や可能性が大きく、裁判所が許可しない扱いを認めるべきこともあるのではないかという考え方もあり得るように思います。このような問題点について、事務当局としては何かお考えがあるのでしょうか。」

脇村真治幹事の発言:

「最終的にこの不利益を生ずるおそれがあるという要件の疎明があったケースについては、これは要件を満たしているということで、しないといけない」「最終的にこの要件判断をする際に当該情報の内容について全く考えなくていいのかどうか、こういったことについては、また、そこについては最終的に事案ごとの判断ということになるかと思っている」「あとは最終的にはその事案ごとの判断としか言いようがないと思いますが、実務の積み重ねを踏まえながら、また引き続き検討していく課題かと認識しております。」

山本和彦部会長の発言:

「いずれにしろ個々の解釈運用に委ねられていく問題ということかと思えます。」

## 2 法定審理期間訴訟手続(=初回期日から7カ月以内に判決言渡しをする訴訟手続)

### <手続新設の目的>

本手続新設の目的は、判決までの審理期間についての当事者の予測可能性を高めることとされています<sup>6</sup>。

※本制度については、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日が施行日とされています(改正法附則1条柱書)。

### <本手続の流れ>

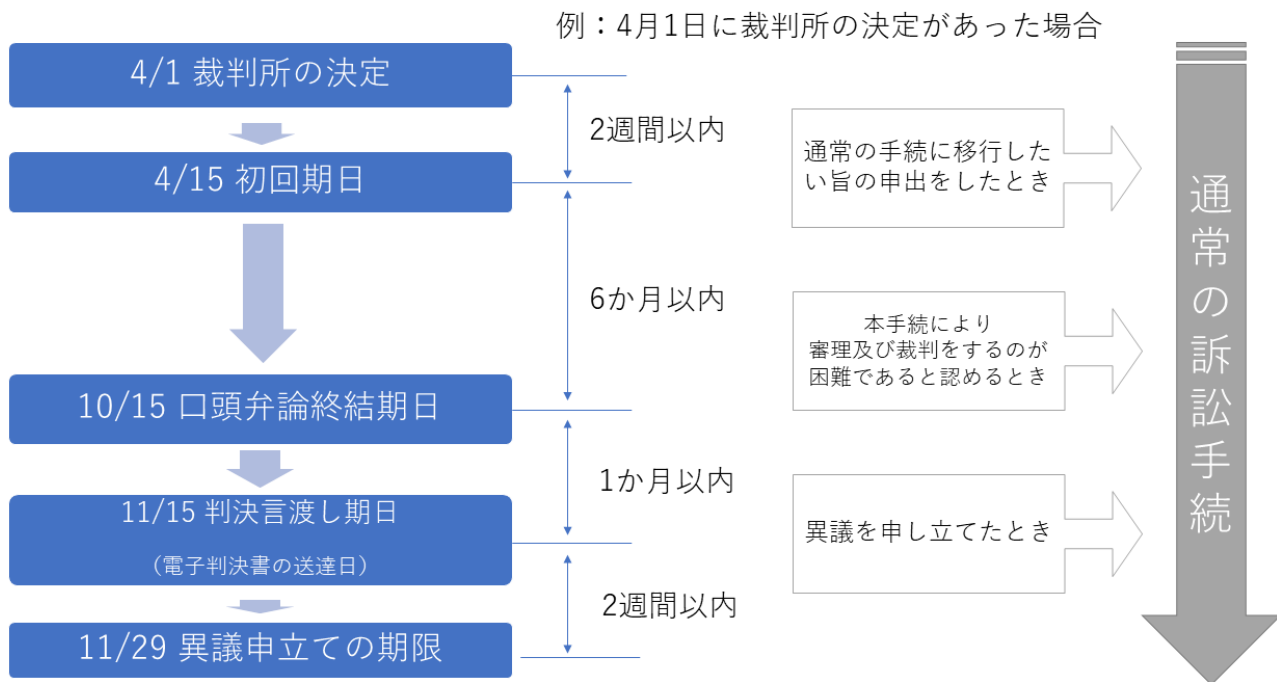
裁判所が法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をした場合、裁判長は、以下のとおり期日等を指定することになります。

初回期日:決定日から2週間以内の間(改正法381条の3第1項)

口頭弁論を終結する期日:初回期日から6か月以内の間(改正法381条の3第2項)

判決言渡し期日:口頭弁論終結期日から1か月以内の間(改正法381条の3第2項)

なお、法定審理期間訴訟手続による審理中に、当事者の一方が通常の手続に移行したい旨の申出をしたとき又は法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき、いつでも通常手続に移行することができます(改正法381条の4第1項)。



6:「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案(案)2(補足説明付き)」(<https://www.moj.go.jp/content/001361991.pdf>)5頁

7:典型的に当事者間に証拠や情報に格差があると考えられる訴訟類型であることから除外されています(前掲注6の6頁)。

8:申出及び同意は原則として書面でする必要がありますが、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭で足りるとされています(改正法381条の2第3項)。

## <要件>

以下の①ないし③の要件を満たす場合、裁判所は法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定を行います(改正法381条の2第2項)。

- ① 消費者契約に関する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する訴え以外の訴えであること<sup>7</sup>(改正法381条の2第1項但書)
- ② 当事者の双方が申出をした場合又は当事者の一方が申出をした場合において、相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときであること<sup>8</sup>(改正法381条の2第2項)
- ③ 裁判所が、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときでないこと(改正法381条の2第2項)

## <本手続により出された判決に不服がある場合>

当事者は、法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、訴え却下判決を除き、控訴をすることができません(改正法381条の6)。もっとも、その代わりに、電子判決書の送達日から2週間以内であれば、当事者は異議を申し立てることができます(改正法381条の7第1項)。異議が申し立てられた場合、当該訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復し、**通常の訴訟手続(=期間制限のない訴訟手続)**としてやり直しになります(改正法381条の8第1項)。

## <法制審議会における気になる議論>

・異議が申し立てられた場合、担当裁判官は交代する?(第22回会議議事録<sup>9</sup>8頁及9頁)

9: <https://www.moj.go.jp/content/001368963.pdf>

10: 法定審理期間訴訟手続については、改正民事訴訟法の制定過程で複数の弁護士会から反対意見の表明を受けるなどしており、制度の新設には多くの反対意見がありました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け頂ければと存じます。

藤野珠枝委員の発言:

「異議があつて通常手続に行きたい場合、裁判官を替えていただくことはルールにできないのでしょうか。」

脇村真治幹事の発言:

「そもそも異議で戻るといふことは、セカンドオピニオンを求めるといふよりは、そもそも期間制限が掛かることによって何らかの立証活動に制限が掛かることを回避しようという趣旨だと思います。そういった趣旨からしますと、そういったセカンドオピニオンの観点から必ず裁判官が交代しないといけないということにはならないのではないかと。」  
「ここでは飽くまで一審で新たな証拠手続をするということをきちんと確保しようということから、こういった異議の制度を設けようとした趣旨ではないかと理解しているところです。」

## 3 その他

以上のほかにも改正民事訴訟法では様々な制度の見直しがなされており、その内容は多岐にわたります。例えば、現行法では、和解調書、受諾和解の和解条項案、裁定和解の和解条項を誰でも閲覧することが可能でしたが、改正民事訴訟法では、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って閲覧可能という規制に変更になりました(改正法91条2項)。

## 第3 おわりに

以上のとおり、改正民事訴訟法には、民事裁判手続のIT化以外にも重要な改正が含まれています。

当事者等の住所・氏名等の秘匿制度や法定審理期間訴訟手続は今般新設されたものであり、改正民事訴訟法の施行後に実際にどの程度活用されていくかは未知数なところがあります<sup>10</sup>。そのため、今後の実務の状況を引き続き注視する必要があります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】